

京都市告示第407号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館の開館時間を延長します。

令和2年11月12日

京都市長 門川大作

開館時間を延長する日と開館時間

- 1 延長日 令和2年11月13日（金）、14日（土）
- 2 開館時間 従来の開館時間午前10時から午後6時までのところを、3時間30分延長し、午前10時から午後9時30分までとします。

（美術館）